

第 3 号

1 2 月 1 2 日 (金)

平成26年第4回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成26年12月12日

午前10時00分開議

於 議場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 3 議案第38号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第39号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第40号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第41号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第42号 平成26年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 8 議案第43号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第44号 平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第45号 平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第46号 平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第47号 指定管理者の指定について（宮原浄化センター）
- 日程第13 議案第48号 指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）
- 日程第14 議案第49号 指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）
- 日程第15 議案第50号 指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）
- 日程第16 議案第51号 指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）
- 日程第17 議案第52号 指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋）
- 日程第18 議案第53号 竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造工事請負契約の変更について

- 日程第19 認定第 7号 平成25年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 8号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 9号 平成25年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第10号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第11号 平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第12号 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 請願第 1号 農業改革に関する意見書の提出について（産業建設厚生常任委員長報告）
- 日程第26 請願第 2号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願について（総務文教常任委員長報告）
- 日程第27 陳情第 1号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について（産業建設厚生常任委員長報告）
- 日程第28 陳情第 2号 氷川排水機場設置に伴う陳情について（産業建設厚生常任委員長報告）
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 追加日程第1 発議第1号 農協改革に関する意見書について
- 追加日程第2 発議第2号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書について
- 追加日程第3 発議第3号 手話言語法制定を求める意見書について
- 追加日程第4 発議第4号 氷川排水機場の新設並びに導水路の改修に伴う意見書について

2. 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河 口 涼 一 | 2番 清 田 一 敏 |
| 3番 長 尾 憲二郎 | 4番 上 田 俊 孝 |
| 5番 江 寄 悟 | 6番 三 浦 賢 治 |

7番 松田達之
9番 米村洋
11番 上田健一

8番 片山裕治
10番 笠原良一
12番 永田義昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 野田俊明 書記 河野香織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	陳野信次
企画財政課長	森田寿也	税務課長	岩本博美
町民環境課長	中島正	健康福祉課長	山下剛
農業振興課長	尾村幸俊	農地整備課長	前田昭雄
建設下水道課長	前崎誠	総務振興課長	木本栄一
商工観光課長	西田美子	会計管理者	濤岡美智代
学校教育課長	稲田和也	生涯学習課長	沖村眞一
農業委員会事務局長	草野信一	代表監査委員	本田孝志

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（永田義昭君） 日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（笠原良一君） 皆さん、おはようございます。

当委員会に付託されました議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、承認1件、条例3件、予算1件、その他2件であります。当委員会は、12月9日午前、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。審査経過の概要につきましては、承認第4号、専決処分の報告及び承認については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑しました。担当課長から、「国家公務員に準じた給与改定であり、一時金の支給を国に準じた形で実施する」との説明がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第40号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第42号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第4号）、議案第52号、指定管理者の指定について、議案第53号、竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造工事請負契約の変更については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 次に、産業建設厚生常任委員長。

○産業建設厚生常任委員長（三浦賢治君） おはようございます。

産業建設厚生常任委員会審査報告をいたします。産業建設厚生常任委員会に付託されました議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、予算5件、その他5件であります。当委員会は、12月8日午後、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

審査経過の概要につきましては、議案第41号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はありませんでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について質疑しました。農林水産業費の有害獣駆除助成金について、「鹿はどれくらい駆除しているのか、1頭当たりの補助は幾らか」という質問に対し、農業振興課長が「去年は100頭前後くらい駆除した。1頭当たり8,000円」と答えました。また、「里山のどの辺りに鹿が出るのか」という質問に対して、農業振興課長が「油谷のほうから、中大野の辺りにかけて出現する」と答えました。さらに、「駆除した頭数はどうやって確認するか」という質問に対して、農業振興課長が「鹿の尻尾を提出してもらって、確認する」と答えました。

次に、土木費、御講田川河川改修工事費について、「延長はどれくらいか」という質問に対して、建設下水道課長が「359.7メートル」と答えました。また、「3年計画なのか、5年計画なのか。拡幅の幅は」という質問に対して、建設下水道課長が「工事の施工に向かない期間があるため、5年間である。川底の幅は2.5メートルから2.8メートル程度」と答えました。

次に、民生費、児童福祉費、放課後児童クラブ健全育成事業委託料について、詳細な説明を求めました。町民環境課長が「宮原小及び西部小において、対象者数がある程度判明したので、今回予算を要求した」と回答しました。

次に、農林水産業費、農地費、多面的機能支払交付金事業負担金について、詳細な説明を求めました。農地整備課長が「以前は、農地水保全管理支払交付金と呼ばれていたもので、国土の保全や自然環境の保全などの農業・農村が持つ多面的機能を維持していくことを目的としており、内容としては、各地区の組織で水路の泥上げや農道の草刈り等の事業について、交付金が出るというものである」と答えました。また、「申請手続きは」という質問に対して、農地整備課長が「組織を創っていただいて、その組織の中で活動内容などの計画を立て、代表者を決め、総会での決議を受けて、町と協定を結ぶ」と答えました。さらに、「この事業は区長会辺りで周知を図っているのか」という質問に対して、農地整備課長が「区長会や町政懇談会の中でも説明しています。また現在は、熊本県のほうでも、新聞、テレビ、ラジオ等で募集しています」と答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第44号、平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第45号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、質疑及び意見はありませんでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑しました。「下水道事業の進捗状況は」という質問に対して、建設下水道課長が「平成25年度末、氷川町全体での整備率が82.6%になる。宮原処理区については97.9%で、竜北処理区については73.4%となっている」と答えました。また、「今後、整備する箇所は」との質問に対し、建設下水道課長が「高塚地区、北川地区、法道寺、沖塘地区の一部の整備が残っている」と答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、指定管理者の指定について（宮原浄化センター）は、質疑及び意見はありませんでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）質疑しました。「申請者の団体は何人で組織されているのか」という質問に対して、商工観光課長が「熊本県隊友会八代北部支部と立神地区づくり委員会と合わさった形での12、3名程度の構成員です」と答えました。また、質問議員から「大事なことはこれまで培ってきた事業があるから、それを楽しみに立神峡に来られる方もおられます。事業の継続性は、きちんと担保していただきたいし、町のほうからの指導・助言をお願いします」との発言がなされました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）、議案第50号、指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）、議案第51号、指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）は、質疑及び意見はありませんでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

○議長（永田義昭君） 日程第2、承認第4号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、承認第4号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第38号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第3、議案第38号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第39号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第4、議案第39号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第40号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第5、議案第40号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第41号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第6、議案第41号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第42号 平成26年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（永田義昭君） 日程第7、議案第42号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第43号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（永田義昭君） 日程第8、議案第43号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第44号 平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（永田義昭君） 日程第9、議案第44号、平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第45号 平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（永田義昭君） 日程第10、議案第45号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第46号 平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2

号) について

○議長（永田義昭君） 日程第11、議案第46号、平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第47号 指定管理者の指定について（宮原浄化センター）

○議長（永田義昭君） 日程第12、議案第47号、指定管理者の指定について（宮原浄化センター）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第48号 指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）

○議長（永田義昭君） 日程第13、議案第48号、指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

はい、江寄議員。

○5番（江寄 悟君） この指定管理者の指定について、私は反対の立場で討論をさせ

ていただきます。

残念だと思うのは、また宮原の火が一つここで消えるのか、というふうに思っております。私は、この指定に洩れた立神峡管理組合というのは、旧宮原町が設立した団体です。それまでずっと、その管理組合を指導しながら、役場のほうで指導しながら育ててきました。今回、指名していただけなかったということは、歴代の商工観光課長が育てられなかった。しかも私は、指定管理候補者選定委員会の設置要綱を読みました。旧宮原町時代から、この立神峡の管理について、詳しい平副町長をはじめ、森田企画財政課長、木本総務振興課長、山下健康福祉課長、担当の西田商工観光課長、ずっと旧宮原町役場に勤めながら、立神峡管理組合の生い立ちを知りながら、自分たちで育てられなかったことをあえてここに、恥じるような結果を出されたことを私は非常に寂しく思います。

指定管理者制度の適正な運営を行う、そのための選定委員会だったはずです。本来だったら、まちづくり株式会社、まちづくり振興会、社会福祉協議会と同じ立場にあると、私はずっと議員になって言い続けてきました。旧宮原町役場時代に、組織化して出資をしておけば、こういうふうなことはなかったんだと、担当させていただいた私としては、非常に残念であります。

また、今回の選定委員会の審査結果を見ても、金額的には配点が30点ある運営のための委託費も、立神峡公園管理組合のほうが安く済んでいる。あえて、高いほうを選んだ。それは、経験値の配点が下がってきている。経験よりも金額だという、そういうふうな結果を出しておられる。今後、新しく指定管理を受けた方、その方たちについても、私は町を挙げて、担当課長が主体となって、育てていってほしい。県立自然公園立神峡の旧宮原町の財産だった、今は、氷川町の財産になった立神峡を是非、立派に存続させていただきたい。

そのためにも、私は本来、この結果について、ずいぶん今日の賛否を悩みましたが、やはりこの選定委員会のメンバーを見たときに、立神峡に足を運ばない人が、管理組合がどういう作業をやっているかを見ていない人が、採点をしている。そういう結果がここに出ていたのだから、私はもっと立神峡に足げく足を運んで、その管理具合を見て、採点してほしかった。この採点結果に納得がいかないので、私は反対をさせていただきます。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 私は、賛成の討論をいたしたいと思います。

産業建設厚生常任委員会の一員として、申し上げたいと思います。この選考委員の決定を最大限に尊重し、この業者選定について、金額、実績及びプレゼンテーションの、その総合得点で決定されたという報告を聞いております。

ただ、委員会としては、この新しい指定管理者に対して、よく指導と監視を強めて、いい管理者になるようにということを委員会としては、担当課長について要望をいたしました。よって、今後において、立派な指定管理者としての体をなすことを祈りまして、賛成討論といたします。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立多数です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第49号 指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）

○議長（永田義昭君） 日程第14、議案第49号、指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第50号 指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）

○議長（永田義昭君） 日程第15、議案第50号、指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第51号 指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）

○議長（永田義昭君） 日程第16、議案第51号、指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第52号 指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋）

○議長（永田義昭君） 日程第17、議案第52号、指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第53号 竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造工事請負契約の変更について

○議長（永田義昭君） 日程第18、議案第53号、竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 認定第7号 平成25年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第19、認定第7号、平成25年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、認定第7号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 認定第8号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定について

○議長（永田義昭君） 日程第20、認定第8号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、認定第8号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 認定第9号 平成25年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第21、認定第9号、平成25年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、認定第9号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 認定第10号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第22、認定第10号、平成25年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、認定第10号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 認定第11号 平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第23、認定第11号、平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、認定第11号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 認定第12号 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第24、認定第12号、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、認定第12号は委員長報告のとおり可決されました。

ちょっと休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時41分

再開 午前10時48分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第7号から認定第12号までの6件で、議長の進行中の言葉の中に、「本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに」と申しましたが、この6件は、常任委員会に付託しておりませんので、削除いたします。

-----○-----

日程第25 請願第1号 農協改革に関する意見書の提出について（産業建設厚生常任委員長報告）

○議長（永田義昭君） 日程第25、請願第1号、農協改革に関する意見書の提出についてを議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。

産業建設厚生常任委員長。

○産業建設厚生常任委員長（三浦賢治君） 産業建設厚生常任委員会報告をいたします。先般、9月定例会において、産業建設厚生常任委員会に付託され、継続審査となりました、請願第1号、農協改革に関する意見書の提出について、当委員会では平成26年11月14日午前、役場2階会議室において、請願者である八代地域農業協同組合の田島幹雄、代表理事組合長を参考人として、説明を求めながら審査を行いました。委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

平成26年6月24日に、政府が改訂した、「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、これまでと同様、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指すという目標と共に、新たに農協改革の推進等が盛り込まれました。これまで、農協という組織は、県・市町村等の行政機関と密接に連携し、地域の農業・農村の発展に取り組んできており、今後もその取り組みを継続すべきである。しかしながら、今回の農協改革に関する今後の政府の取りまとめ如何では、農協がこれまで果たしてきた機能が低下し、行政関係機関と連携して取り組んできた農業

政策の推進、担い手の育成、農業の持つ多面的機能の維持等の対応が困難になると、地域農業・農村に対して、多大な影響が出ることが懸念される。よって今後、予定されている農協法の改正など、次期通常国会で審議される農協改革については、地域からの声を発信するために、その取り組みに当たっては、政府与党からの一方的な強制によるものではなく、あくまでも農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を基本とし、当該改革の内容について、政府与党も十分尊重すること。また、急進的な改革によって、農協だけではなく、地域農業・農村が崩壊することのないよう、各農協を取り巻く地域農業・農村・事業活動の実態を踏まえた自主的な取り組みが行われるよう、政府与党は十分配慮する必要があることとし、全員一致で本請願を採択すべきものに決しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、産業建設厚生常任委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立多数です。したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

-----○-----

日程第26 請願第2号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願について（総務文教常任委員長報告）

○議長（永田義昭君） 日程第26、請願第2号、青少年健全育成基本法の制定を求める請願についてを議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（笠原良一君） 総務文教常任委員会の報告をいたします。総務文教常任委員会に付託されました、請願第2号、青少年健全育成基本法の制定を求める請願について、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

時代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎であります。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のための様々な取組が様々な分野において進められてきたが、なお一層の努力を必要とされており、青少年を巡る問題は大人の社会の反映であり、この社会に生きる全ての大人がその責任を共有すべきものであると考えます。

そして、青少年を巡る問題は、家庭、学校、職場、地域、その他の社会のあらゆる分野に渡る広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体及び国民各層の協力の下での国民的な広がりを持った一体的な取組が不可欠であります。しかしながら、全国に青少年保護の条例はあるが、罰則の有無や罰則がまちまちであるため、抑止力として機能していないのが現状であることから、ここに青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにして、その方向を示すために、全員一致で本請願を採択すべきものに決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、請願第2号は委員長報告のとおり

採択されました。

-----○-----

日程第27 陳情第1号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について（産業建設厚生常任委員長報告）

○議長（永田義昭君） 日程第27、陳情第1号、手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情についてを議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。

産業建設厚生常任委員長。

○産業建設厚生常任委員長（三浦賢治君） 産業建設厚生常任委員会報告をいたします。産業建設厚生常任委員会に付託されました、陳情第1号、手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

国連の障害者権利条項第2条に、言語に手話を含むと規定されています。これを受け、改正障害者基本法第3条第3項には、全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む）、その他の意志疎通のための手段について、選択の拡大が図られることと明記されています。これは、手話が言語と規定されただけであり、ろう者のため、また社会のために、手話がどのように活用されるかについては不明です。

これでは、せっかく手話が言語と規定されながら、活かされないこととなります。ろう者が機会確保を確実に得るためには、手話が言語としてろう者に活用されるための具体的な施策が必要です。ここに手話言語法を制定し、基本理念を明らかにして、その方向性を示すために、全員一致で本陳情を採択すべきものに決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、産業建設厚生常任委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

-----○-----

日程第28 陳情第2号 氷川排水機場設置に伴う陳情について（産業建設厚生常任委員長報告）

○議長（永田義昭君） 日程第28、陳情第2号、氷川排水機場設置に伴う陳情についてを議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。

産業建設厚生常任委員長。

○産業建設厚生常任委員長（三浦賢治君） 産業建設厚生常任委員会報告をいたします。産業建設厚生常任委員会に付託されました、陳情第2号、氷川排水機場設置に伴う陳情について、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

竜北地区は、昭和47年から昭和62年に圃場整備事業を行い、また昭和47年から平成元年にかけての湛水防除事業により、氷川排水機場を設置、そして平成15年から平成19年にかけての排水対策特別事業により、沖塘排水機場を設置し、洪水時の排水を実施しており、熊本県でも有数の優良農地を形成している。しかしながら、湛水防除の排水機場は設置後30年以上経過しており、機器の老朽化による処理能力の低下が見られるほか、施設園芸の普及によるビニールハウスの増加や宅地開発等による流出量の増加が見られ、さらには近年ゲリラ豪雨による地域の湛水被害も頻繁に発生している状況であり、導水路及び幹線排水路の拡幅等も急務である。

竜北地区の排水対策が早急に実現し、当該地区の農業経営の安定により、本町農業の振興を図ることを目的とし、地域防災及び湛水防除機能の充実のため、観点から公費負担とすること並びに県営事業の排水対策事業の施工に関しては、常に地元と協議し、県に対してもその意向を十分に尊重させること。そして、降雨時期における排水機場の即時稼働が可能となるよう、漁協との調整を担う努力をすべきものとして、全員一致で本陳情を採択すべきものに決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、産業建設厚生常任委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時6分

再開 午前11時9分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま、三浦議員から発議第1号、清田議員から発議第2号、長尾議員から発議第3号、米村議員から発議第4号がそれぞれ提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4までを議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

-----○-----

追加日程第1 発議第1号 農協改革に関する意見書について

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

発議第1号から発議第4号までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4までとして、議題にすることに決しました。

追加日程第1、発議第1号、農協改革に関する意見書について、提出者の三浦議員の説明を求めます。

○6番（三浦賢治君） 発議第1号、提出者、三浦賢治、賛成者、上田健一議員。

農協改革に関する意見書について、上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出いたします。

平成26年6月24日に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、政府は、「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す」という目標のもと、新たに「農協改革推進」を盛り込んだ。

特に、「農協改革」推進においては、JAの事業や組織運営のあり方、JA・連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等が来年の通常国会で行われる予定となっている。

本町の農業振興や農村社会の維持発展については、これまでJAと一体となって取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、農協改革に関する今後の政府の取りまとめ如何では、JAの組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた農業政策の推進、担い手の育成、農業の持つ多面的機能の維持等の対応が困難になり、ひいては農業者、地域農業・農村に対しても多大な影響が出るのが懸念される。

よって、国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている農協改革については、下記事項を十分踏まえて対応するよう強く求める。

記1、農業者の協同組織であり、民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更をさせるのではなく、あくまでも農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を基本とするよう、十分配慮をすること。

記2、JAの行う事業は、地域社会のインフラを支える役割を担っており、この役割は今後も大きくなっていくことから、JAの事業について役割実態を無視したような過度な干渉は行わず、自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月12日。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。氷川町議会議長、永田義昭。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 農協改革の意見書の提出について、反対の立場で討論をさせて

いただきます。

私は、この農協改革について、現在政府がやっていることは、こういうふうに書いてあるんです。全国農業協同組合中央会、JA全中ですね、の統制的な指導が地域農協の自由な活動を阻害している。そういうふうに書いてあるんですよ。だから、先ほど委員長報告でありましたけれども、常任委員会で参考人として呼ばれた方は、八代地域農業協同組合の田島代表理事組合長、だからこの方は組織のほうにおられる方。私は、この農協改革、今国がやろうとしていることは、農協が各単組農協、組合員の皆さん方、各農家の方たちが、もっとこの全中ほうの、中央会のほうの縛りをなくして、自由に農協が活動できるようにしようじゃないかというのが政府案なんです。

ですから、私はこの産業建設厚生常任委員会では、代表理事組合長の話を聞くのもいいんですけども、各農家の皆さま方、農家のそれぞれ跡取りがおられますけれども、後継者の皆さま方が、今の農協、中央会からの縛りがあるものに対して、どういうふうな改革が必要なのかというものを私は聞くべきではないでしょうか。

また、現在、選挙の真っ只中で、今後の、この政府の方針がどういうふうになっていくのかも含めて、私は、産業建設厚生常任委員会としては継続すべきではないだろうか。今回、1回継続審査にしております。それは、この全中というものが、農協の中でどのような各単組に縛りをかけているのか。農家の方、言われます。農協から買った方が品物が高い。コメリで買ったほうが安いんだと。そういうふうに言われて、農協そのものは、本来だったら、上からの縛りがなければ、各単組において自由に活動できるんじゃないでしょうか。

先日、NHKでやっていました。もう本部のほうの、中央会の縛りはもういいです。うちの組合では、うちの米をちゃんと自分で自主的に売りますよという農協もあるんです。出てきているんです。もう中央会のほうの縛りを外してほしい。そういう流れの中で、私は、政府はJA全中について、組織を変える必要があるというふうに考えられて、これが提案されてきている。

先日、この選挙において、青年部の皆さんが各自民党の方たちを推薦するかどうかというのに対しても、この縛り、要するに国がやろうとしている全中の改革を止めさせてくれということを提案しております。これも、中央会の青年部の皆さんです。私は、農協法から、JA全中の規定をなくせば、この一般社団法人化する案も含めて、もっと各単組農協が自由に、各農家の方たちも縛りがない中で、農業が営まれることができるんじゃないだろうか。そういう意味では、私は、今拙速に、この氷川町議会で採択することではない。もう少し継続審査にして、様子を見るべきであるというふうに思います。

よって、今回の、この発議に対して反対いたします。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。はい、米村議員。

○9番（米村 洋君） この農協改革に反対する請願は、その紹介議員が、三浦議員から提出されたわけであります。私どもとしては、今、農協改革、農協法の改正等々をですね、今、やらなきゃならないのかなという気持ちを踏まえてですね、付託された産業建設厚生常任委員会としては、請願者、JA八代田島組合長をですね、改革反対の趣旨弁明を聞くために、一応9月においてですね、継続審査としてですね、11月14日において、農協長を召致しですね、担当課長随行の下、趣旨説明を当委員会は聞きました。

その中で、委員会としても質疑応答を再三にわたりやったことにおいて、当委員会は全会一致をもってですね、採択をしたわけであります。その理由としてはですね、請願の提出において、今、江寄議員よりですね、組合員の皆さんたちからの声を聞いたのかということも言われました。その組合員ですね、代表で構成される理事会で、全会一致をもって反対をするということが承認されたということを請願者よりお伺いしました。だから、組合員総意の意見だと見なしたわけであります。農協の組織改革は、JA全中を中心として、JAグループが一丸となって、自らの手で改革するように要望いたしました。

日本が伝統的に大切にしてきた、助け合い、支え合う、安心な地域社会は農協組織があつてこそと判断し、日本の農協は世界の協同組合の中でも、最高最大の成功例だと思っております。バブル崩壊の際にも、破たんしたJA信連はなかったように思います。リーマンショックのときにおいても、農林中金による資金調達の失敗についても、組織全体の中で自律的に済ませ、公的資金の投入は一切なかったように思います。販売事業においても、巨大化したのはこれまでの努力と積み重ねの成果であり、農産物の共販、再三資材の共同購入、JAバンク、JA共済、医療、葬祭場に至るまで、地域の信頼を得て、地域生活全体を支え、様々な事業を展開してきております。JAバンク、JA共済のJAマネーを日本金融及び保険業界が喉から手が出るようにほしい利権であるということも、あるのではないのでしょうか。

当委員会は、田島請願者に対して、農協改革がされてもされなくても、組合員のための農協に原点回帰をし、行政、農協組合員と密に連携を構築し、組合員のための農協を自覚し、組合員の所得向上に寄与することを強く要望し、当委員会は採択したものであります。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 発議第2号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書について

○議長（永田義昭君） 追加日程第2、発議第2号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書について、提出者の清田議員の説明を求めます。

○2番（清田一敏君） 発議第2号を江寄議員の賛同を得まして、提出しましたので、説明をいたします。

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書について、上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出をいたします。

明日の社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いであります。しかしながら、今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。

その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題も指摘されています。

とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに、新しい有害環境の出現も指摘されています。

この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が青少年を見守り支援し、時に戒めるという義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の青少年健全育成条例が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されています。

今、求められているのは、青少年健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これらによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に据えた、青少年健全育成基本法の制定が必要であると考えてるものがあります。

以上の理由により、一日も早く下記事項を求めるものであります。

記1、青少年健全育成基本法を制定するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成26年12月12日。衆議院議長様、参議院議長様。氷川町議会議長、永田義昭。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第3 発議第3号 手話言語法制定を求める意見書について

○議長（永田義昭君） 追加日程第3、発議第3号、手話言語法制定を求める意見書について、提出者の長尾議員の説明を求めます。

○3番（長尾憲二郎君） 発議第3号、提出者、長尾憲二郎。賛成者、片山裕治議員です。手話言語法制定を求める意見書について、上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出いたします。

手話とは、日本語を音声でなく、手や指や体の動きや顔などの表情を使う、独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話をつくり培ってきたものであります。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

2006年12月に採択された、国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が保障される」と決めました。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報補償施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもたちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使って、更に手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、氷川町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使え、更に手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を目指した「手話言語法（仮称）」を制定すること。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月12日。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、文部科学大臣様、厚生労働大臣様、総務大臣様。氷川町議会議長、永田義昭。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永田義昭君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第4 発議第4号 氷川排水機場の新設並びに導水路の改修に伴う意見書について

○議長（永田義昭君） 追加日程第4、発議第4号、氷川排水機場の新設並びに導水路の改修に伴う意見書について、提出者の米村議員の説明を求めます。

○9番（米村 洋君） 発議第4号、提出者、米村洋。賛成者、河口涼一議員。

氷川排水機場の新設並びに導水路の改修に伴う意見書について、上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出をいたします。

竜北地区は、八代平野の北部にあり、中世時代から江戸時代前期の干拓により造成された農地で、氷川町の中心的な水田地帯であります。

本地区は、昭和45年土地改良総合計画を策定し、昭和47年から昭和62年に圃場整備事業を行い、また昭和47年から平成元年にかけての「湛水防除事業」により氷川排水機場を設置、そして平成15年から平成19年にかけての「排水対策特別事業」により沖塘排水機場を設置し、洪水時の排水を実施してきた。

利水においては、昭和48年から氷川灌漑排水事業に取り組み、現在、パイプラインも90%整備され圃場整備率が95%に達し、熊本県内でも突出した優良農地を形成している。

営農体系も、い草・水稻が中心であったが、現在は、いちご、トマト、アスパラガス、花木などをはじめとした施設園芸やキャベツ、ブロッコリーなど多品目にわたる露地野菜が中心となってきた。

この湛水防除の排水機場の受益面積は、鹿島・南鹿野・北鹿野・中網道・西網道・沖塘地区200ヘクタールを擁している。しかしながら、設置後30年以上経過しており、機器の老朽化による処理能力の著しく低下し、施設園芸の普及によるビニールハウスの増加や宅地開発等による流出量の増加がみられ、さらには近年、ゲリラ豪雨による地域の湛水被害も頻繁に発生している状況であり、導水路及び幹線排水路の拡幅等も急務である。

藤本町長は、農業立町である集落機能の維持向上の観点から、竜北地区の排水対策が早期実現と当該地区の農業経営の安定と農業の振興を目指し、自ら関係省庁をはじめ国会議員・県議会議員に至るまで要望・陳情に奔走された結果、その努力が実り、事業の策定に至ったことに対して、多大な敬意を表するものであります。

また、702ヘクタールという広大な流域面積を有し、土地改良法の手続により

受益者負担を強いられることが可能であるが、農家の現状を鑑み、排水対策事業費については、地域防災及び湛水防除の観点から、全額公費負担とされた英断に対し、当議会といたしまして、その行政手腕を大いに評価するところです。

当該地区の集落機能の維持向上のため、下記事項を重ねて講ずるよう強く求めるものである。

記として一つ、降雨時期における排水機場の即時稼働が可能となるよう漁協との調整を担うこと。

二つ、県営事業である排水対策事業の施工に関しては、常に地元と協議し、県に対してその意向を十分に尊重させること。

以上、意見書を提出する。

平成26年12月12日。氷川町長、藤本一臣様。氷川町議会議長、永田義昭。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第29、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異

議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第4回氷川町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議員 永 田 義 昭

平成 年 月 日 氷川町議会議員 上 田 健 一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 河 口 涼 一